

紙製容器包装・その他紙類の分別内容が変わります！！

日頃より、ごみの分別にご協力いただき大変ありがとうございます。

さて、紙製容器包装・その他紙類の分別内容につきまして、リサイクルできる紙の基準が変更となり、一部のごみが 令和2年11月より「燃やすごみ」 になります。



皆様におかれましては、何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、下記の内容を確認いただき、変更は11月からですが、**次のごみ収集日から随時**分別のご協力をよろしくお願い致します。

紙製容器包装・その他紙類から「燃やすごみ」変更になるごみ

①かばんや靴などの詰物



②洗剤や芳香剤の箱等、匂いが強くついた紙



③圧着はがき



④シール・粘着テープ

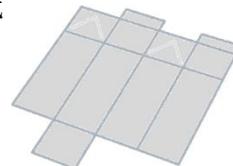


※シールの台紙も含まれます

⑤緩衝材が付いた封筒など複合材

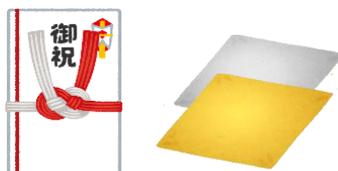


⑥アルミコーティング紙



※アルミのついた紙パックやカップラーメンのフタ等が該当

⑦箔押しされた紙



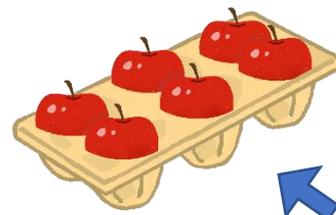
※金銀の折り紙や金で文字等を印字した紙が該当

⑧防水加工・樹脂コーティングされた紙



※紙コップや紙皿、カップラーメンの容器等が該当

⑨色のついた果物等のクッション材



※上記の物はすべて  がついていても **燃やすごみへ**

※牛乳パックは資源ごみから変更ありません

問い合わせ先 本別町役場住民課環境生活担当

TEL: 0156-22-8128